

## ・利用者資金の保全方法

### 資金決済に関する法律第 14 条 1 項の規定の趣旨

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済法の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

### 資金決済に関する法律第 31 条 1 項の規定の趣旨

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済法第 31 条の規程に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

### 発行保証金の供託、発行保証金保全契約または発行保証金信託契約の別

当社の利用者資金の保全方法は次の通りです。

- ・金銭による供託

## ・無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

〈フレッシュカードについて〉

当社は、フレッシュカードの紛失、盗難により、利用者に生じた損失について、その責任を負わないものとします。